

【事例 8】

～補助事業を活用し遊休みかん園を市民農園として整備～

【愛知県・東海市】

(1) 経緯

- 東海市は名古屋市の中心部から約15kmに位置する人口約10万の臨海工業都市である。畑地の割合が高く、愛知用水を活用した洋らん、ふき、玉ねぎの産地として知られ、みかん栽培も多くみられる。
- 東海市においては、平成9年に市民農園整備促進法による市民農園を1箇所（「東海クラインガルテン」約1万9千㎡）、平成18年に特定農地貸付法による市民農園を1箇所（「加木屋向山市民農園」約1,200㎡）、それぞれ開設している。
- 東海クラインガルテンは、都市住民に農業への理解を深めてもらうとともに、レクリエーションの場を提供することを目的に設置されており、一般貸し出し農園約4,150㎡（50㎡×83区画）の他、体験学習農園（50㎡×4区画）、みかん狩り用のみかん園約6,300㎡等から構成される。
- 加木屋向山市民農園は、増加する耕作放棄地の活用を検討するため市が設置した「耕作放棄地活用検討委員会」（市農業委員長、土地改良区役員、学識経験者等で構成）の提言を踏まえ、市が耕作放棄地の所有者に働きかけ設置したものであり、全て一般貸し出し農園（50㎡×18区画）である。



東海クラインガルテンの入り口



加木屋向山市民農園の区画割図

(2) 取組の状況

①用地の確保

- 東海クラインガルテンの用地は、丘陵地のみかん栽培が行われていた畑地を市が農地所有者から借り入れて開設している。収穫されていたみかん園を対象としていたため、農地所有者の逸失所得を考慮し、借地料を支払っている。



東海クラインガルテンの利用状況

- 加木屋向山市民農園の用地約1,200㎡は、丘陵地のみかん園の耕作放棄地を、市が農地所有者から借り入れて開設している。耕作放棄地であったことから、畑の標準小作料を踏まえて借り入れている。なお、農道及びかんがい施設は整備されており、水利費は市が負担している。



加木屋向山市民農園の利用状況

②市民農園の施設

- 東海クラインガルテンは、トイレや会議室を備えた管理棟、農機具庫、駐車場（17台）、芝生広場等を完備している。また、小型耕耘機、農具も備えており、利用者はこれら農具を持ち込まずに農作業が行えるようになっている。なお、これらの施設は市単独事業で整備している。
- 加木屋向山市民農園は、「元気な地域づくり交付金」（現在の「農山漁村活性化プロジェクト交付金」）を活用し、廃園の抜根・整地等の整備を行ったほか、2区画に1箇所給水栓の設置、駐車スペースとしても利用できる敷き砂利の通路を設置しており、その事業費は150万円程度となっている。なお、農具を保管する施設は利用者が撤去可能な簡易なものを設置している。

③運営の状況

- 東海クラインガルテンの貸出農園等の利用許可、各農園及び施設の管理、みかん狩りの実施及び無料体験学習の実施等の管理・運営は、指定管理者である民間会社が行っている。運営費は、管理を委託している民間会社への委託費約530万円、農地所有者への

借地料など年間800万円程度である。収入は、一般貸し出し農園の利用料160万円程度（1区画2万円）、みかん狩りの収入100万円程度、等である。

- 加木屋向山市民農園の農地所有者（2戸）への借地料や水利費の支払い、農園利用者からの利用料（1区画1万1千円）の徴収、未利用となっている区画（現状では18区画のうち1区画）の除草等の管理・運営は、市が直接行っている。なお、農地所有者との契約期間は5年間であり、この5年間で事業費の市の負担額（約75万円）が回収できるよう利用料を設定している。
- 東海クラインガルテンは、加木屋向山市民農園とともに未利用区画は無く、利用状況は良好である。